

(証券コード 9319)

平成23年6月9日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地

**株式会社 中央倉庫**

取締役社長 湯 浅 康 平

## 第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

また、このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会直前の営業時間終了時である平成23年6月28日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 京都市下京区中堂寺栗田町93

京都リサーチパーク

西地区4号館2階 ルーム1

（当社は従来、京都市下京区の本店講堂にて株主総会を開催してまいりましたが、より多くの株主様にご参加いただくために昨年より開催場所を上記会場に変更いたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- (1) 第131期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第131期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件 |

### 4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chuosoko.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 〔添付書類〕

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は、アジアを中心とする海外需要や、耐久消費財に関する政策効果等により、緩やかな回復基調にあったものの、後半になって、急激な円高等の影響もあり、輸出や生産の増勢が鈍化しました。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により先行きの見通しが不透明な事態となりました。

物流業界におきましては、こうした経済動向を反映し、国際貨物は輸出入ともに増加しましたが、国内貨物の輸送量は期後半より弱含みとなりました。また、倉庫業においては、前半は入庫高が増加し、保管残高は微増傾向となりましたが、後半より入庫高および保管残高は低迷しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、さらなる業務の品質向上を図るとともに、環境に配慮したグリーン経営の推進にも取り組み、経営の効率化および財務基盤の強化に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は21,656百万円（前期比5.2%増）、営業利益は1,185百万円（前期比0.1%増）、経常利益は1,320百万円（前期比6.2%増）となり、当期純利益は、東日本大震災により被災した設備等の復旧費用等194百万円を特別損失に計上したため、606百万円（前期比15.8%減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

#### ① 倉庫業

倉庫業におきましては、入出庫高は前期に比し増加し、保管残高は第2四半期後半より増加傾向となりました。月平均の入庫高はトン数で99千トン（前期比18.8%増）、金額では31,638百万円（前期比8.6%増）となり、月末平均の保管残高はトン数で190千トン（前期比3.1%増）、金額では65,475百万円（前期比3.2%減）となりました。また、貨物回転率はトン数で前期45.7%に比し51.6%と上昇しました。

これらの結果、倉庫業の営業収益は4,895百万円と前期5,036百万円に比し2.8%の減収となりました。

## (イ) 入出庫および保管残高

| 区分         | 期間   | 前 期<br>(平成21年4月1日～平成22年3月31日) |                               | 当 期<br>(平成22年4月1日～平成23年3月31日) |                               |
|------------|------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|            |      | 数 量                           | 金 額                           | 数 量                           | 金 額                           |
| 入<br>(月平均) | 庫高   | 1,001,588トン<br>(83,466)       | 349,484,618千円<br>(29,123,718) | 1,189,879トン<br>(99,157)       | 379,661,520千円<br>(31,638,460) |
| 出<br>(月平均) | 庫高   | 1,028,876トン<br>(85,740)       | 357,516,099千円<br>(29,793,008) | 1,173,310トン<br>(97,776)       | 377,025,830千円<br>(31,418,819) |
| 保管残高       | 期 末  | 178,612トン                     | 62,565,621千円                  | 195,181トン                     | 65,201,311千円                  |
|            | 月末平均 | 185,144トン                     | 67,640,634千円                  | 190,958トン                     | 65,475,740千円                  |

## (ロ) 貨物回転率 (月平均)

| 区分 | 期間 | 前 期<br>(平成21年4月1日～平成22年3月31日) |       | 当 期<br>(平成22年4月1日～平成23年3月31日) |       |
|----|----|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
|    |    | 数 量 (トン)                      | 金 額   | 数 量 (トン)                      | 金 額   |
|    |    |                               | 45.7% |                               | 51.6% |
|    |    |                               | 43.6% |                               | 48.2% |

## (ハ) 倉庫業所管面積

| 区 分     | 前 期 末<br>(平成22年3月31日現在) | 当 期 末<br>(平成23年3月31日現在) | 前 期 比 増 減            |
|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------|
| 所 管 面 積 | 262,931㎡<br>(79,537坪)   | 256,831㎡<br>(77,691坪)   | △6,100㎡<br>(△1,846坪) |

(注) 1. 上記面積には、野積倉庫(265㎡)は含まれておりません。

2. 所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

| 区 分     | 前 期 末<br>(平成22年3月31日現在) | 当 期 末<br>(平成23年3月31日現在) | 前 期 比 増 減        |
|---------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 貸 庫 面 積 | 19,606㎡<br>(5,931坪)     | 22,463㎡<br>(6,795坪)     | 2,857㎡<br>(864坪) |

(注) 貸庫面積は物流貸貸面積であります。

## ② 運送業

運送業におきましては、取扱数量は、保管貨物の出庫高の増加に伴う取扱いも加わり堅調に推移し、通期で1,826千トンと前期に比し11.3%の増加となりました。

これらの結果、運送業の営業収益は11,389百万円と前期10,952百万円に比し4.0%の増収となりました。

運送取扱数量

| 区 分                | 前 期<br>(平成21年4月1日～平成22年3月31日) | 当 期<br>(平成22年4月1日～平成23年3月31日) |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 取 扱 数 量<br>(月 平 均) | 1,640,690トン<br>(136,724)      | 1,826,254トン<br>(152,187)      |

③ 国際貨物取扱業

国際貨物取扱業におきましては、通関業、梱包業ともに取扱数量は前期に比し総じて増加しました。通関業の取扱数量は326千トンと前期に比し21.5%の増加となり、梱包業の取扱数量は76千<sup>3</sup>mと前期に比し15.9%の増加となりました。

これらの結果、国際貨物取扱業の営業収益は5,371百万円と前期4,601百万円に比し16.7%の増収となりました。

企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

(単位 金額：百万円、比率：%)

| 区分            | 期別 | 前 期<br>(平成21年4月1日～平成22年3月31日) |       |         | 当 期<br>(平成22年4月1日～平成23年3月31日) |       |         |
|---------------|----|-------------------------------|-------|---------|-------------------------------|-------|---------|
|               |    | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額 | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額 |
| 倉 庫 業         |    | 5,036                         | 24.5  | △779    | 4,895                         | 22.6  | △140    |
| 運 送 業         |    | 10,952                        | 53.2  | △538    | 11,389                        | 52.6  | 437     |
| 国 際 貨 物 取 扱 業 |    | 4,601                         | 22.3  | △962    | 5,371                         | 24.8  | 770     |
| 計             |    | 20,589                        | 100.0 | △2,280  | 21,656                        | 100.0 | 1,066   |

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に完成した主要設備、また当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充はありません。

当連結会計年度に実施した設備投資総額は479百万円で、必要資金は自己資金により賄いました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本経済は、東日本大震災の影響により、生産・消費活動の一層の低下や、輸出の減少など景気が減速する懸念があり、

予断を許さない状況で推移するものと思われます。物流業界におきましても、国内総物流量が減少しさらなる競争激化のなか厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうした状況のもと、当社グループは中期経営計画「BASIC 2012」の実現に向けて取り組み、より一層の経営の効率化と経営基盤の拡充に努める所存であります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分 \ 期別    | 平成19年度<br>第128期 | 平成20年度<br>第129期 | 平成21年度<br>第130期 | 平成22年度<br>(当連結会計年度)<br>第131期 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 営業収益       | 24,324          | 22,870          | 20,589          | 21,656                       |
| 経常利益       | 1,890           | 1,524           | 1,243           | 1,320                        |
| 当期純利益      | 1,068           | 581             | 719             | 606                          |
| 1株当たり当期純利益 | 53円44銭          | 29円87銭          | 41円15銭          | 33円69銭                       |
| 総資産        | 38,443          | 37,042          | 38,204          | 37,457                       |
| 純資産        | 32,111          | 29,293          | 30,404          | 30,149                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名      | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容  |
|----------|----------|---------|----------|
| 中倉陸運株式会社 | 30,000千円 | 86.0%   | 貨物自動車運送業 |

##### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の1社であります。

当期の当社グループの営業収益は21,656,575千円（前期比5.2%増）、当期純利益は606,127千円（前期比15.8%減）であります。

(6) 主要な事業内容

倉庫業：倉庫業・賃貸業

運送業：貨物利用運送業・貨物自動車運送業

国際貨物取扱業：梱包業・通関業

(7) 主要な営業所

① 当社

本社

京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

京都支店（京都市下京区）

滋賀支店（滋賀県栗東市）

大阪支店（大阪府茨木市）

東京支店（東京都江東区）

名古屋支店（愛知県小牧市）

北陸支店（石川県金沢市）

岡山支店（岡山県倉敷市）

営業所

梅小路営業所（京都市下京区）

城南営業所（京都市伏見区）

京都PDセンター（京都府久世郡）

滋賀PDセンター（滋賀県栗東市）

湖東PDセンター（滋賀県蒲生郡）

大阪営業所（大阪府茨木市）

北大阪営業所（大阪府茨木市）

大阪国際貨物営業所（大阪市中央区）

神戸国際貨物事務所（神戸市中央区）

東京営業所（東京都江東区）

埼玉営業所（埼玉県加須市）

茨城営業所（茨城県猿島郡）

小牧営業所（愛知県小牧市）

愛岐営業所（愛知県江南市）

浜松営業所（静岡県浜松市）

金沢営業所（石川県金沢市）

小松営業所（石川県小松市）

富山営業所（富山県射水市）

福井営業所（福井県福井市）

岡山営業所（岡山県倉敷市）

倉敷営業所（岡山県倉敷市）

トランクルームサービス事業部

京都店（京都市中京区）

伏見店（京都市伏見区）

大阪店（大阪府茨木市）

東京店（東京都江東区）

② 子会社

中倉陸運株式会社 本社（京都市下京区）他 12営業所

フクロ商事株式会社 本社（京都市下京区）

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従 業 員 数     | 前期末比増減 |
|---------------|-------------|--------|
| 倉 庫 業         | 226名 [148名] | △12名   |
| 運 送 業         | 249名 [ 8名]  | △8名    |
| 国 際 貨 物 取 扱 業 | 65名 [ 16名]  | 一名     |
| 全 社 ( 共 通 )   | 37名 [ 0名]   | △2名    |
| 合 計           | 577名 [172名] | △22名   |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数     | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 353名 [172名] | △16名        | 40歳10ヵ月 | 14年7ヵ月      |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (9) 主要な借入先

| 借 入 先         | 借 入 額  |
|---------------|--------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 967百万円 |
| 株式会社京都銀行      | 775    |
| みずほ信託銀行株式会社   | 772    |
| 株式会社滋賀銀行      | 769    |

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,064,897株 (うち自己株式数1,075,856株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株 主 数 3,656名

(5) 大株主(上位10名)

| 株 主 名          | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------|-------|---------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行  | 860千株 | 4.79%   |
| 株式会社京都銀行       | 850   | 4.73    |
| みずほ信託銀行株式会社    | 840   | 4.67    |
| 株式会社滋賀銀行       | 820   | 4.56    |
| 安田倉庫株式会社       | 800   | 4.45    |
| 日本生命保険相互会社     | 738   | 4.10    |
| 日本興亜損害保険株式会社   | 708   | 3.94    |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 552   | 3.07    |
| 戸田建設株式会社       | 545   | 3.03    |
| 伊 吹 康 子        | 427   | 2.38    |

- (注) 1. 持株数の千株未満は切捨てております。  
 2. 持株比率は自己株式(1,075,856株)を控除して計算しております。  
 3. 当社は自己株式1,075,856株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成23年3月31日現在)

| 氏 名     | 地 位 お よ び 担 当                       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                  |
|---------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 湯 浅 康 平 | 取締役社長(代表取締役)                        | 中倉陸運(株) 代表取締役社長<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>(有)レガリス 代表取締役<br>(株)京都センチュリーホテル 社外監査役 |
| 吉 本 喜 博 | 専務取締役(営業統括本部長)                      |                                                                                                  |
| 佐 藤 廣 次 | 常務取締役(管理本部長)                        |                                                                                                  |
| 山 田 栄 作 | 常務取締役(企画本部長)                        |                                                                                                  |
| 芝 季代志   | 取締役(京都支店長兼滋賀支店長)                    |                                                                                                  |
| 木 村 正 和 | 取締役(トランクルームサービス事業部長兼営業統括本部営業企画開発部長) |                                                                                                  |
| 小 川 一 夫 | 取 締 役                               |                                                                                                  |
| 蜷 川 欽 也 | 取 締 役                               |                                                                                                  |
| 伊 藤 雅 一 | 監 査 役 (常 勤)                         |                                                                                                  |
| 坂 本 正 寿 | 監 査 役                               |                                                                                                  |
| 谷 口 浩   | 監 査 役                               |                                                                                                  |
| 海 原 旦   | 監 査 役                               |                                                                                                  |

- (注) 1. 取締役小川一夫氏および蜷川欽也氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役坂本正寿氏および海原旦氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役小川一夫氏および蜷川欽也氏、監査役坂本正寿氏および海原旦氏につきましては、大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 監査役海原旦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
5. 常務取締役久保金三郎、取締役倉哲朗、同木下清蔵の3氏は、平成22年6月29日開催の第130回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名 113,840千円（うち社外3名 4,800千円）

監査役4名 17,640千円（うち社外2名 4,800千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額22,891千円（賞与を含む）を含んでおりません。  
2. 取締役の報酬等の額には、当期の役員賞与引当額17,300千円が含まれております。  
3. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成22年6月29日開催の第130回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名が含まれているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 小川 一夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当該事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

オ. 当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 取締役 蜷川 欽也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社みずほ年金研究所の代表取締役社長を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当該事業年度における主な活動状況  
平成22年6月29日就任以降に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。
- オ. 当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

③ 監査役 坂本 正寿

- ア. 重要な兼職先と当社との関係  
有限会社レガリスの代表取締役および株式会社京都センチュリーホテルの社外監査役を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- オ. 当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

④ 監査役 海原 旦

- ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当該事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
- エ. 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

- オ. 当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
26百万円
  - ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
26百万円
  - ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額  
26百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (4) 非監査業務の内容  
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

#### 5. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」
  - (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範、コンプライアンス規程を取締役は遵守し、使用人に徹底させる。
  - (b) コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化及び内部統制システムの機能向上を図るため、内部統制委員会を設置する。
  - (c) 公益通報取扱規程に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、使用人の規範意識を高め、適法かつ公正な事業運営を図る。
  - (d) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要に応じて是正を行う。
  - (e) 反社会勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断し、またその活動を助長するような行為を行わない。
- ② 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行及び意思決定にかかる情報については、文書管理規程に基づき、書面または電磁的記録をもって作成するとともに、保存、破棄等の管理を行う。
- ③ 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理の強化に努める。
- ④ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
  - (a) 取締役会は、原則月 1 回開催するほか必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定を行う。また常務会は、原則週 1 回開催し、取締役会への付議事項及び常務会規則に基づく事項等の審議を行う。
  - (b) 取締役の職務分担を明確化するとともに、担当部署毎に業績目標を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 「会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
  - (a) 上記各項目に関し、グループ全体として取組むコンプライアンス体制を策定する。
  - (b) 子会社管理の責任担当者を定め、事業の統括的な管理を行う。
  - (c) 子会社の経理及び人事業務に関与し、日常的に不正・誤謬の発生防止に努める。
  - (d) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部統制委員会が審査する。
- ⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、補助者として監査業務の補助を行うよう指揮命令できるものとする。
- ⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の同意を得るものとする。

- ⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

- ⑨ 「その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制」
- (a) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 監査役と、代表取締役並びに会計監査人との意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

- (2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（基本方針）の概要

#### I. 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

## II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### ① 企業価値向上への取組み

当社グループは、企業理念である『誠実』『進歩』『挑戦』に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、以下のとおりグループ経営中長期ビジョンを策定しております。

■企業の物流効率化、コスト削減等のソリューションを提案できる総合物流会社

■陸海空機能と物流センター機能を備えたサービス提供力のある総合物流会社

■収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業

■環境経営、内部統制などCSRを果たせる企業

■未来志向で創造力のある人材育成ができる企業

当社は、これまでの実績を踏まえつつ、お客様、株主、社員、その他のステークホルダーの皆様により一層信頼され、これら企業理念、コーポレート・スローガンやグループ経営中長期ビジョンに相応しい企業作りに今後とも取組み、企業価値向上に努めてまいります。そして、お客様本位、品質本位をもとに当社企業理念の「誠実」に戻り原点回帰を旨として、2010年度から「do the best at all times sincerely for the clients」（お客様のために心から常に最善を尽くします。）をモットーに、第三次3ヵ年中期経営計画「BASIC 2012」を策定いたしました。

第三次3ヵ年中期経営計画最終年度において当社は、(a) お客様から信頼される物流パートナー (b) 強固な財務基盤に基づく信用力ある企業を目指してまいります。その基本方針として、次の2点を掲げています。

●「お客様本位」「品質本位」に基づいた物流サービスの提供を推進してまいります。

●経営資源の最適配分と強固な経営財務基盤を構築いたします。

そして基本方針に基づき、「ソリューション」、「信頼性」、「選択と集中」をキーワードとして掲げ、以下の主たる取組みを推進しております。

(a) 物流総合施設と機能を核にソリューション営業力の強化と地域密着による事業基盤の強化

(b) 安全、安心な品質本位のサービス追求による信頼性の向上

(c) 経営資源の選択と集中による効率経営の推進等コスト競争力の強化

(d) 堅実な経営財務政策の遂行と株主共同の利益の確保

(e) 未来志向で創造力豊かな人材の育成

### ② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、経営の透明性確保の観点から当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役各2名に就任いただき、独立役員として各氏を株式会社大阪証券取引所に届出を行っております。また、内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理、内部統制に関する体制を一元管

理し、定期的に報告、審議を実施しています。さらに、企業行動規範を定め、内部通報制度を始めとする様々な施策を推進しています。

当社は、引続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、株主の皆様を始めステークホルダーの皆様との更なる信頼関係を構築し、CSRを果たせる企業作りに注力し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

### Ⅲ. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は平成21年6月29日開催の第129回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

#### ア. 本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、①当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20%以上となる買付等、ならびに②当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

#### イ. 本プランの手続概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②原則として60日間（対価を現金（円価）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した3名以上の委員で構成されます。

#### ウ. 独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

- ① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為
- ② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為
- ③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為
- ④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為
- ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為
- ⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
- ⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当

社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

#### エ. 取締役会による決議

- ① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。
- ② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ. ①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、原則として株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができます。
- ③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議  
当社取締役会は、独立委員会が上記ウ. ⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができますものとし、また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができますものとし、また、
- ④ 対抗措置の不発動の決議  
当社取締役会は、必要があると認めるときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。
- ⑤ 取締役会による決議を行うまでの期間  
当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領後10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとし、また、

#### オ. 株主総会

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告したときは、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様

の意思の確認を行うために株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の承認決議を経て、対抗措置を発動する取締役会決議を行うことができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

#### カ. 対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

#### キ. 対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

#### ク. 本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第129回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第129回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ

(<http://www.chuosoko.co.jp>) に掲載する2009年5月20日付け「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ」をご覧ください。

IV. 特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレート・ガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

V. 特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも①買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること③株主意思を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

VI. 特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本プランは①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと②合理的客観的な発動要件を設定していること③第三者専門家の意見を取得すること④デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策の基本方針として、当社は事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針とします。この方針のもと、配当につきましては純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することとします。

## 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>9,183,502</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>6,545,368</b>  |
| 現金及び預金          | 5,428,559         | 支払手形及び営業未払金    | 1,159,616         |
| 受取手形及び営業未収入金    | 3,104,202         | 短期借入金          | 3,310,000         |
| 貯蔵品             | 11,988            | 一年内返済予定の長期借入金  | 825,100           |
| 繰延税金資産          | 209,371           | リース債務          | 12,504            |
| その他             | 444,090           | 未払法人税等         | 270,182           |
| 貸倒引当金           | △14,711           | 未払消費税等         | 140,273           |
| <b>固定資産</b>     | <b>28,273,564</b> | 賞与引当金          | 219,281           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>23,218,427</b> | 役員賞与引当金        | 17,300            |
| 建物及び構築物         | 12,678,268        | 災害損失引当金        | 137,897           |
| 機械装置及び運搬具       | 724,492           | その他            | 453,213           |
| 土地              | 9,629,710         | <b>固定負債</b>    | <b>762,236</b>    |
| リース資産           | 32,588            | 長期借入金          | 429,100           |
| その他             | 153,368           | リース債務          | 21,712            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>39,620</b>     | 繰延税金負債         | 106,629           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,015,516</b>  | 退職給付引当金        | 87,575            |
| 投資有価証券          | 4,702,596         | 負ののれん          | 2,436             |
| 繰延税金資産          | 12,325            | その他            | 114,781           |
| その他             | 316,545           | <b>負債合計</b>    | <b>7,307,605</b>  |
| 貸倒引当金           | △15,950           | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>37,457,066</b> | <b>株主資本</b>    | <b>29,915,255</b> |
|                 |                   | 資本金            | 2,734,294         |
|                 |                   | 資本剰余金          | 2,263,807         |
|                 |                   | 利益剰余金          | 25,847,946        |
|                 |                   | 自己株式           | △930,793          |
|                 |                   | その他の包括利益累計額    | 103,508           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 110,827           |
|                 |                   | 為替換算調整勘定       | △7,318            |
|                 |                   | 少数株主持分         | 130,696           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>30,149,461</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>37,457,066</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目            | 金        | 額          |
|----------------|----------|------------|
| 営業収益           |          | 21,656,575 |
| 営業原価           |          | 19,855,444 |
| 営業総利益          |          | 1,801,130  |
| 販売費及び一般管理費     |          | 615,320    |
| 営業利益           |          | 1,185,809  |
| 営業外収益          |          |            |
| 受取利息及び受取配当金    | 105,475  |            |
| 負ののれん償却額       | 3,248    |            |
| 持分法による投資利益     | 11,724   |            |
| その他            | 80,192   | 200,641    |
| 営業外費用          |          |            |
| 支払利息           | 58,986   |            |
| その他            | 7,058    | 66,044     |
| 経常利益           |          | 1,320,406  |
| 特別利益           |          |            |
| 固定資産売却益        | 12,138   |            |
| 投資有価証券売却益      | 2,492    | 14,630     |
| 特別損失           |          |            |
| 固定資産除売却損       | 14,942   |            |
| 投資有価証券評価損      | 78,651   |            |
| 災害による損失        | 194,529  | 288,123    |
| 税金等調整前当期純利益    |          | 1,046,913  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 547,971  |            |
| 法人税等調整額        | △113,357 | 434,614    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |          | 612,299    |
| 少数株主利益         |          | 6,171      |
| 当期純利益          |          | 606,127    |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成22年3月31日残高              | 2,734,294 | 2,263,807 | 25,648,948 | △930,494 | 29,716,555  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |          |             |
| 剰余金の配当                    |           |           | △404,760   |          | △404,760    |
| 当期純利益                     |           |           | 606,127    |          | 606,127     |
| 自己株式の取得                   |           |           |            | △298     | △298        |
| 持分法の適用範囲の変動               |           |           | △2,368     |          | △2,368      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -         | -         | 198,998    | △298     | 198,700     |
| 平成23年3月31日残高              | 2,734,294 | 2,263,807 | 25,847,946 | △930,793 | 29,915,255  |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                           | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------|-----------------------|----------|---------------------------|-------------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 為替換算調整勘定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |             |            |
| 平成22年3月31日残高              | 567,835               | △5,314   | 562,521                   | 125,332     | 30,404,408 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |          |                           |             |            |
| 剰余金の配当                    |                       |          |                           |             | △404,760   |
| 当期純利益                     |                       |          |                           |             | 606,127    |
| 自己株式の取得                   |                       |          |                           |             | △298       |
| 持分法の適用範囲の変動               |                       |          |                           |             | △2,368     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △457,007              | △2,004   | △459,012                  | 5,364       | △453,647   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △457,007              | △2,004   | △459,012                  | 5,364       | △254,947   |
| 平成23年3月31日残高              | 110,827               | △7,318   | 103,508                   | 130,696     | 30,149,461 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 …………… 1社：中倉陸運㈱
- ② 非連結子会社 …………… 1社：フクロ商事㈱

前連結会計年度において非連結子会社でありました上海中倉物流有限公司は、当連結会計年度に清算終了したため、非連結子会社から除外しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社 …… 1社：フクロ商事㈱

前連結会計年度において持分法適用の非連結子会社でありました上海中倉物流有限公司は、当連結会計年度に清算終了したため、持分法の適用範囲から除外しております。

- ② 持分法適用の関連会社 …………… 3社：㈱文祥流通センター、ユーシーエス㈱、安田中倉国際貨運代理（上海）有限公司

- ③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法

時価のないもの

##### ロ たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（建物については租税特別措置法に規定する割増償却を含む）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～65年

機械装置及び運搬具 4年～17年

##### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### ハ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

#### ニ 災害損失引当金

東日本大震災による被害の復旧費用等の支出に充てるため、当該復旧費用等の見積額を計上しております。

#### ホ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、発生時から償却しております。

（追加情報）

当社及び連結子会社は、平成22年7月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」

（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

なお、本移行に伴う損益への影響額は軽微であります。

#### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、少額の場合は発生年度に償却する方法によっております。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。  
(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応指針第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な処理を行っております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(7) 追加情報

(包括利益の表示に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。それに伴い、前連結会計年度までの「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」は、それぞれ、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」として記載しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |                    |
|----|--------------------|
| 建物 | 1,181,074千円        |
| 土地 | 823,356千円          |
| 計  | <u>2,004,430千円</u> |

② 担保に係る債務

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 短期借入金         | 600,000千円          |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 519,900千円          |
| 長期借入金         | 172,500千円          |
| 計             | <u>1,292,400千円</u> |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,140,851千円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

災害による損失

災害による損失の内容は次のとおりであります。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 災害損失引当金繰入額  | 137,897千円        |
| 災害資産の原状回復費用 | 47,703千円         |
| 義援金         | 5,540千円          |
| その他         | 3,389千円          |
| 計           | <u>194,529千円</u> |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末<br>株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                    |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 19,064,897         | —                   | —                   | 19,064,897         |
| 合計    | 19,064,897         | —                   | —                   | 19,064,897         |
| 自己株式  |                    |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 1,075,355          | 501                 | —                   | 1,075,856          |
| 合計    | 1,075,355          | 501                 | —                   | 1,075,856          |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取501株によるものであります。

(2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 224,869        | 12.50           | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |
| 平成22年11月9日<br>取締役会   | 普通株式  | 179,891        | 10.00           | 平成22年9月30日 | 平成22年12月6日 |
| 計                    |       | 404,760        |                 |            |            |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 224,863千円  |
| 1株当たり配当額 | 12円50銭     |
| 基準日      | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成23年6月30日 |

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い預金により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

|                           | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時 価（千円）    | 差 額（千円） |
|---------------------------|--------------------|------------|---------|
| (1) 現 金 及 び 預 金           | 5,428,559          | 5,428,559  | —       |
| (2) 受取手形及び営業未収入金          | 3,104,202          | 3,104,202  | —       |
| (3) 投 資 有 価 証 券           | 4,315,624          | 4,315,624  | —       |
| 資 産 計                     | 12,848,386         | 12,848,386 | —       |
| (1) 支 払 手 形 及 び 営 業 未 払 金 | 1,159,616          | 1,159,616  | —       |
| (2) 短 期 借 入 金             | 3,310,000          | 3,310,000  | —       |
| (3) 長 期 借 入 金             | 1,254,200          | 1,251,278  | △2,922  |
| 負 債 計                     | 5,723,816          | 5,720,894  | △2,922  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

|                            | 種類 | 取得原価<br>(千円) | 連結貸借対照表<br>計上額 (千円) | 差 額 (千円) |
|----------------------------|----|--------------|---------------------|----------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式 | 1,315,660    | 2,117,222           | 801,562  |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式 | 2,890,246    | 2,198,401           | △691,845 |
| 合 計                        |    | 4,205,907    | 4,315,624           | 109,716  |

(注) 上記表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であり、当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について64,970千円減損処理を行っております。

負債

(1) 支払手形及び営業未払金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

|               | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|---------------|-----------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 183,460         |
| その他有価証券       |                 |
| 非上場株式         | 203,512         |
| 合 計           | 386,972         |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|              | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金       | 5,428,559    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び営業未収入金 | 3,104,202    | —                   | —                    | —            |
| 合 計          | 8,532,762    | —                   | —                    | —            |

#### 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 825,100      | 296,300             | 132,800             | —           |

#### 6. 賃貸等不動産に関する注記

##### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、京都府において、賃貸用の倉庫、土地、建物その他施設を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は136,680千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業原価に計上）であります。

##### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（千円） |            |            | 当連結会計年度末の時価<br>(千円) |
|----------------|------------|------------|---------------------|
| 前連結会計年度末残高     | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                     |
| 3,010,884      | △139,426   | 2,871,457  | 2,527,203           |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額の減少額は、減価償却額（139,426千円）であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,668円73銭  
 ② 1株当たり当期純利益 33円69銭

#### 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

##### ① 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金 88,892千円

災害損失引当金 55,710千円

未払事業税 23,303千円

その他 41,895千円

繰延税金資産計 209,801千円

繰延税金負債

貸倒引当金 △429千円

繰延税金負債計 △429千円

繰延税金資産の純額 209,371千円

② 固定の部

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 有形固定資産       | 551,306千円  |
| 投資有価証券       | 135,498千円  |
| 長期未払金        | 16,967千円   |
| その他有価証券評価差額金 | 7,150千円    |
| その他          | 58,605千円   |
| 繰延税金資産小計     | 769,528千円  |
| 評価性引当額       | △146,268千円 |
| 繰延税金資産計      | 623,259千円  |
| 繰延税金負債       | △610,934千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 12,325千円   |
| 繰延税金負債       |            |
| 圧縮記帳積立金      | △715,225千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △2,338千円   |
| 繰延税金負債計      | △717,563千円 |
| 繰延税金資産       | 610,934千円  |
| 繰延税金負債の純額    | △106,629千円 |

9. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付年金制度及び西日本倉庫業厚生年金基金に加入しております。当社グループは、平成22年7月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付年金制度へ移行しております。

厚生年金基金制度は退職給付会計に関する実務指針第33項の例外処理を行う制度であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

|                |              |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額         | 21,968,279千円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 25,473,142千円 |
| 差引額            | △3,504,863千円 |

② 制度全体に占める当社及び一部子会社の掛金拠出割合（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

|                  |       |
|------------------|-------|
| 当社及び一部子会社の掛金拠出割合 | 15.4% |
|------------------|-------|

③ 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高4,989,156千円、繰越不足金3,859,007千円及び当年度剰余金5,343,300千円であります。

また、本制度における過去勤務債務の償却方法は償却期間10年の元利均等償却であります。

(2) 退職給付債務に関する事項

|               |              |
|---------------|--------------|
| ① 退職給付債務      | △1,236,358千円 |
| ② 年金資産        | 1,100,864千円  |
| ③ 未積立退職給付債務   | △135,493千円   |
| ④ 未認識過去勤務債務   | △21,418千円    |
| ⑤ 未認識数理計算上の差異 | 69,337千円     |
| ⑥ 退職給付引当金     | △87,575千円    |

(注) 退職給付債務の算定にあたり、連結子会社は簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 勤務費用            | 202,686千円 |
| ② 利息費用            | 23,358千円  |
| ③ 期待運用収益          | △10,748千円 |
| ④ 過去勤務債務の費用の減額処理額 | △2,379千円  |
| ⑤ 数理計算上の差異の費用処理額  | 20,836千円  |
| ⑥ 退職給付費用          | 233,753千円 |

(注) 連結子会社の退職給付費用（簡便法採用）は勤務費用に含めております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                  |        |
|------------------|--------|
| ① 割引率            | 2.1%   |
| ② 期待運用収益率        | 1.0%   |
| ③ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ④ 過去勤務債務の処理年数    | 10年    |
| ⑤ 数理計算上の差異の処理年数  | 10年    |

## 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,605,197</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>6,523,718</b>  |
| 現金及び預金          | 4,880,319         | 支払手形           | 9,036             |
| 受取手形            | 447,203           | 営業未払金          | 1,279,891         |
| 営業未収入金          | 2,656,932         | 短期借入金          | 3,270,000         |
| 貯蔵品             | 11,988            | 一年内返済予定の長期借入金  | 825,100           |
| 前払費用            | 23,898            | リース債務          | 12,504            |
| 繰延税金資産          | 197,959           | 未払金            | 109,611           |
| その他             | 401,605           | 未払費用           | 124,300           |
| 貸倒引当金           | △14,710           | 未払法人税等         | 260,817           |
| <b>固定資産</b>     | <b>27,935,257</b> | 未払消費税等         | 132,611           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>22,864,238</b> | 賞与引当金          | 196,000           |
| 建物              | 12,299,757        | 役員賞与引当金        | 17,300            |
| 構築物             | 356,237           | 災害損失引当金        | 137,897           |
| 機械装置            | 301,558           | 設備関係支払手形       | 57,978            |
| 車両運搬具           | 117,549           | その他            | 90,670            |
| 器具備品            | 152,355           | <b>固定負債</b>    | <b>731,049</b>    |
| 土地              | 9,604,191         | 長期借入金          | 429,100           |
| リース資産           | 32,588            | リース債務          | 21,712            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>38,790</b>     | 長期未払金          | 41,380            |
| ソフトウェア          | 16,558            | 繰延税金負債         | 109,455           |
| 電話加入権           | 22,231            | 退職給付引当金        | 54,162            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,032,229</b>  | 負ののれん          | 2,436             |
| 投資有価証券          | 4,490,455         | 預り保証金          | 72,801            |
| 関係会社株式          | 258,518           | <b>負債合計</b>    | <b>7,254,768</b>  |
| 関係会社出資金         | 28,251            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 長期前払費用          | 50,369            | <b>株主資本</b>    | <b>29,173,333</b> |
| 差入保証金           | 137,324           | 資本金            | 2,734,294         |
| 保険積立金           | 47,121            | 資本剰余金          | 2,263,807         |
| その他             | 36,138            | 資本準備金          | 2,263,807         |
| 貸倒引当金           | △15,950           | 利益剰余金          | 25,106,024        |
| <b>資産合計</b>     | <b>36,540,454</b> | 利益準備金          | 442,207           |
|                 |                   | その他利益剰余金       | 24,663,817        |
|                 |                   | 圧縮記帳積立金        | 1,058,315         |
|                 |                   | 配当積立金          | 1,031,000         |
|                 |                   | 別途積立金          | 21,410,000        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 1,164,501         |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△930,793</b>   |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 112,353           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 112,353           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>29,285,686</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>36,540,454</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金          | 額          |
|-------------------------|------------|------------|
| 営 業 収 益                 |            |            |
| 保 管 料                   | 2,985,497  |            |
| 荷 役 料                   | 1,596,689  |            |
| 運 送 料                   | 11,387,580 |            |
| 梱 包 料                   | 1,056,383  |            |
| 通 関 料                   | 4,315,165  |            |
| 賃 貸 料                   | 352,529    | 21,693,845 |
| 営 業 原 価                 |            | 19,971,944 |
| 営 業 総 利 益               |            | 1,721,901  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |            | 581,738    |
| 営 業 利 益                 |            | 1,140,162  |
| 営 業 外 収 益               |            |            |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 112,449    |            |
| 負 の の れ ん 償 却 額         | 3,248      |            |
| そ の 他                   | 51,293     | 166,991    |
| 営 業 外 費 用               |            |            |
| 支 払 利 息                 | 58,336     |            |
| そ の 他                   | 7,058      | 65,394     |
| 経 常 利 益                 |            | 1,241,760  |
| 特 別 利 益                 |            |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 6,348      |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 2,492      | 8,841      |
| 特 別 損 失                 |            |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 10,730     |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 78,651     |            |
| 災 害 に よ る 損 失           | 194,529    | 283,911    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |            | 966,690    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 518,192    |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △115,946   | 402,245    |
| 当 期 純 利 益               |            | 564,444    |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |         |           |           |            |           |            |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|----------|------------|
|                         | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |           |         | 利 益 剰 余 金 |           |            |           |            | 自己株式     | 株主資本合計     |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | 利益準備金   | その他利益剰余金  |           |            |           | 利益剰余金合計    |          |            |
|                         |           |           |           |         | 圧縮記帳積立金   | 配当積立金     | 別途積立金      | 繰越利益剰余金   |            |          |            |
| 平成22年3月31日残高            | 2,734,294 | 2,263,807 | 2,263,807 | 442,207 | 1,064,898 | 1,031,000 | 21,410,000 | 998,235   | 24,946,341 | △930,494 | 29,013,948 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |           |         |           |           |            |           |            |          |            |
| 剰余金の配当                  |           |           |           |         |           |           |            | △404,760  | △404,760   |          | △404,760   |
| 当期純利益                   |           |           |           |         |           |           |            | 564,444   | 564,444    |          | 564,444    |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |           |           |           |         | △6,583    |           |            | 6,583     | -          |          | -          |
| 自己株式の取得                 |           |           |           |         |           |           |            |           |            | △298     | △298       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |           |         |           |           |            |           |            |          |            |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -         | -       | △6,583    | -         | -          | 166,266   | 159,683    | △298     | 159,385    |
| 平成23年3月31日残高            | 2,734,294 | 2,263,807 | 2,263,807 | 442,207 | 1,058,315 | 1,031,000 | 21,410,000 | 1,164,501 | 25,106,024 | △930,793 | 29,173,333 |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|-------------------------|--------------|------------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 平成22年3月31日残高            | 569,046      | 569,046    | 29,582,994 |
| 事業年度中の変動額               |              |            |            |
| 剰余金の配当                  |              |            | △404,760   |
| 当期純利益                   |              |            | 564,444    |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |              |            | -          |
| 自己株式の取得                 |              |            | △298       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △456,693     | △456,693   | △456,693   |
| 事業年度中の変動額合計             | △456,693     | △456,693   | △297,308   |
| 平成23年3月31日残高            | 112,353      | 112,353    | 29,285,686 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

|               |                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                                      |
| その他有価証券       |                                                                  |
| 時価のあるもの       | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                                      |

##### ② たな卸資産

|     |                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------|
| 貯蔵品 | 最終仕入原価法<br>(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。) |
|-----|-----------------------------------------------------|

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（建物については租税特別措置法に規定する割増償却を含む）によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|       |         |
|-------|---------|
| 建物    | 15年～65年 |
| 構築物   | 10年～50年 |
| 機械装置  | 7年～17年  |
| 車両運搬具 | 4年～6年   |
| 器具備品  | 5年～20年  |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 災害損失引当金  
東日本大震災による被害の復旧費用等の支出に充てるため、当該復旧費用等の見積額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により発生時から償却しております。

（追加情報）

当社は、平成22年7月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

なお、本移行に伴う損益への影響額は軽微であります。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、少額の場合は発生年度に償却する方法によっております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 重要な会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |                    |
|----|--------------------|
| 建物 | 1,181,074千円        |
| 土地 | 823,356千円          |
| 計  | <u>2,004,430千円</u> |

② 担保に係る債務

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 短期借入金         | 600,000千円          |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 519,900千円          |
| 長期借入金         | 172,500千円          |
| 計             | <u>1,292,400千円</u> |

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額     | 21,805,013千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |              |
| ① 短期金銭債権               | 909千円        |
| ② 短期金銭債務               | 185,224千円    |

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|                |             |
|----------------|-------------|
| ① 営業取引による取引高   |             |
| 営業収益           | 65,406千円    |
| 営業原価           | 1,951,622千円 |
| 販売費及び一般管理費     | 172千円       |
| ② 営業取引以外による取引高 | 17,204千円    |

#### (2) 災害による損失

災害による損失の内容は次のとおりであります。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 災害損失引当金繰入額  | 137,897千円        |
| 災害資産の原状回復費用 | 47,703千円         |
| 義援金         | 5,540千円          |
| その他         | 3,389千円          |
| 計           | <u>194,529千円</u> |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末<br>株 式 数 (株) | 当事業年度増加<br>株 式 数 (株) | 当事業年度減少<br>株 式 数 (株) | 当事業年度末<br>株 式 数 (株) |
|-----------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普 通 株 式   | 1,075,355           | 501                  | —                    | 1,075,856           |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取501株によるものであります。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

#### ① 流動の部

|         |                  |
|---------|------------------|
| 繰延税金資産  |                  |
| 賞与引当金   | 79,184千円         |
| 災害損失引当金 | 55,710千円         |
| 未払事業税   | 22,528千円         |
| その他     | 40,536千円         |
| 繰延税金資産計 | <u>197,959千円</u> |

② 固定の部

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 有形固定資産       | 551,306千円  |
| 投資有価証券       | 134,767千円  |
| 長期未払金        | 16,717千円   |
| その他有価証券評価差額金 | 7,150千円    |
| その他          | 41,846千円   |
| 繰延税金資産小計     | 751,788千円  |
| 評価性引当額       | △146,018千円 |
| 繰延税金資産計      | 605,770千円  |
| 繰延税金負債       |            |
| 圧縮記帳積立金      | △715,225千円 |
| 繰延税金負債計      | △715,225千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △109,455千円 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器等の事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額  
器具備品

|            |          |
|------------|----------|
| 取得価額相当額    | 66,612千円 |
| 減価償却累計額相当額 | 49,595千円 |
| 期末残高相当額    | 17,016千円 |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |          |
|-----|----------|
| 1年内 | 12,614千円 |
| 1年超 | 4,402千円  |
| 合計  | 17,016千円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |          |
|----------|----------|
| 支払リース料   | 14,456千円 |
| 減価償却費相当額 | 14,456千円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額  | 1,627円97銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 31円38銭    |

## 8. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## 9. 退職給付会計に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付年金制度及び西日本倉庫業厚生年金基金に加入しております。

当社は、平成22年7月1日に退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度から確定給付年金制度へ移行しております。

厚生年金基金制度は退職給付会計に関する実務指針第33項の例外処理を行う制度であります。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

#### ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 年金資産の額         | 21,968,279千円        |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 25,473,142千円        |
| 差引額            | <u>△3,504,863千円</u> |

#### ② 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 当社の掛金拠出割合

10.6%

#### ③ 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高4,989,156千円、繰越不足金3,859,007千円及び当年度剰余金5,343,300千円であります。

また、本制度における過去勤務債務の償却方法は償却期間10年の元利均等償却であります。

### (2) 退職給付債務に関する事項

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 退職給付債務      | △1,052,769千円      |
| ② 年金資産        | 950,687千円         |
| ③ 未積立退職給付債務   | <u>△102,081千円</u> |
| ④ 未認識過去勤務債務   | △21,418千円         |
| ⑤ 未認識数理計算上の差異 | 69,337千円          |
| ⑥ 退職給付引当金     | <u>△54,162千円</u>  |

### (3) 退職給付費用に関する事項

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ① 勤務費用            | 136,249千円        |
| ② 利息費用            | 23,358千円         |
| ③ 期待運用収益          | △10,748千円        |
| ④ 過去勤務債務の費用の減額処理額 | △2,379千円         |
| ⑤ 数理計算上の差異の費用処理額  | <u>20,836千円</u>  |
| ⑥ 退職給付費用          | <u>167,315千円</u> |

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                  |        |
|------------------|--------|
| ① 割引率            | 2.1%   |
| ② 期待運用収益率        | 1.0%   |
| ③ 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ④ 過去勤務債務の処理年数    | 10年    |
| ⑤ 数理計算上の差異の処理年数  | 10年    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

株式会社 中央倉庫

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 紀 昭 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

株式会社 中央倉庫

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中山紀昭 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 尾仲伸之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月19日

株式会社 中央倉庫監査役会

監査役(常勤) 伊藤 雅 一 ㊟

監査役 坂本 正 寿 ㊟

監査役 谷口 浩 ㊟

監査役 海原 旦 ㊟

(注) 監査役坂本正寿、及び監査役海原旦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

配当政策の基本方針として、当社は事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針とします。この方針のもと、配当につきましては純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）1%程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することとします。当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、次のとおり1株につき12円50銭といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭 総額224,863,013円

なお、中間配当金として10円00銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき22円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 現行定款第4条の公告方法を、公告の迅速化と効率化のために、電子公告にするものであります。
- ② 「会社法」第194条第1項により、株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の売渡請求に関する規定（変更案第8条）を新設するとともに、単元未満株式についての権利に関する規定（変更案第9条）に当該請求をする権利の追加をするものであります。
- ③ 上記のほか、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 <u>当社の公告は、日本経済新聞および京都市において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 7 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 9 条～第 50 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 7 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 8 条 <u>当社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p> <p>第 10 条～第 51 条 (条文省略)</p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 湯浅康平、吉本喜博、佐藤廣次、山田栄作、芝季代志、木村正和、小川一夫、蜷川欽也の8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 湯浅康平<br>(昭和18年4月29日生) | 昭和42年3月 当社入社<br>平成3年3月 当社経営企画室長<br>平成6年6月 当社取締役<br>平成6年10月 当社財務部長<br>平成12年4月 当社総務部長<br>平成14年6月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社代表取締役社長（現在）                                                                                                  | 39,600株     |
| 2     | 吉本喜博<br>(昭和21年8月11日生) | 昭和44年3月 当社入社<br>平成3年4月 当社営業本部長<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成9年3月 当社東京支店長<br>平成10年10月 当社京滋支店長<br>平成14年6月 当社常務取締役営業本部長<br>平成16年6月 当社専務取締役営業本部長<br>平成20年4月 当社専務取締役営業統括第一本部長<br>平成22年6月 当社専務取締役営業統括本部長（現在）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>中倉陸運株式会社 代表取締役社長 | 24,600株     |
| 3     | 山田栄作<br>(昭和28年4月19日生) | 昭和51年4月 安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社<br>平成16年4月 同社執行役員証券代行本部副本部長兼証券代行企画部長<br>平成17年5月 みずほ代行ビジネス株式会社専務取締役<br>平成18年9月 当社入社<br>平成18年9月 当社社長室長（現在）<br>平成19年4月 当社管理副本部長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成20年4月 当社企画本部長<br>平成20年6月 当社常務取締役企画本部長（現在）      | 9,500株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | 芝 季代志<br>(昭和25年8月16日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社小松出張所所長<br>平成17年12月 当社滋賀支店長<br>平成20年4月 当社トランクルームサービス推進部長兼梅小路支店長<br>平成20年6月 当社取締役(現在)<br>平成22年4月 当社京都支店長兼滋賀支店長(現在)                                                                        | 8,100株      |
| 5     | 木村 正和<br>(昭和32年2月3日生)  | 昭和55年4月 株式会社三和銀行(現三菱東京UFJ銀行)入社<br>平成18年9月 同社信濃橋支社長<br>平成21年5月 当社出向<br>平成21年5月 当社営業統括第一本部営業企画開発部長<br>平成22年2月 当社トランクルームサービス事業部長兼営業統括第一本部営業企画開発部長<br>平成22年5月 当社入社<br>平成22年6月 当社取締役トランクルームサービス事業部長兼営業統括本部営業企画開発部長(現在)  | 3,700株      |
| 6     | 小川 一夫<br>(昭和29年3月9日生)  | 昭和58年4月 神戸大学経済学部講師<br>昭和61年4月 神戸大学経済学部助教授<br>平成4年10月 神戸大学大学院国際協力研究科助教授<br>平成7年4月 大阪大学社会経済研究所教授<br>平成13年4月 大阪大学社会経済研究所所長<br>平成15年4月 大阪大学社会経済研究所教授(現在)<br>平成20年6月 当社取締役(現在)                                          | 0株          |
| 7     | 蜷川 欽也<br>(昭和29年9月29日生) | 昭和52年4月 安田信託銀行(現みずほ信託銀行)株式会社入社<br>平成14年4月 みずほアセット信託銀行株式会社本店営業第二部長<br>平成16年4月 みずほ信託銀行株式会社執行役員人事部長<br>平成18年6月 同社常務執行役員<br>平成21年4月 株式会社みずほ年金研究所代表取締役社長(現在)<br>平成22年6月 当社取締役(現在)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社みずほ年金研究所 代表取締役社長 | 0株          |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小川一夫氏および蛭川欽也氏は社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役との責任限定契約について
- ・小川一夫氏を社外取締役候補者とした理由は、マクロ経済分野における研究を通じた専門的知見を当社の経営に活かしていただきたいためであり、現在、当社の社外取締役であります。また、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
  - ・蛭川欽也氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであり、現在、当社の社外取締役であります。また、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 小川一夫氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。  
蛭川欽也氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 伊藤雅一、坂本正寿、谷口 浩の3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 佐藤 廣次<br>(昭和23年12月3日生) | 昭和46年3月 当社入社<br>平成8年6月 当社経営企画室長<br>平成12年4月 当社財務部長<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成16年6月 当社管理本部長<br>平成16年6月 当社常務取締役管理本部長(現在)                 | 12,681株     |
| 2     | 坂本 正寿<br>(昭和16年8月21日生) | 昭和43年4月 弁護士登録<br>昭和49年4月 坂本法律事務所(現 京都成蹊法律事務所)設立(現在)<br>昭和60年2月 当社監査役(現在)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>有限会社レガリス 代表取締役<br>株式会社京都センチュリーホテル 社外監査役 | 23,425株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | 伊吹 榮三<br>(昭和20年4月28日生) | 昭和54年7月 当社入社<br>平成3年10月 当社京滋支店国際貨物課長<br>平成16年6月 当社内部監査室長<br>平成19年10月 当社内部監査室調査役<br>平成23年4月 当社退職 | 166,000株    |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂本正寿氏は社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由  
坂本正寿氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 坂本正寿氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって26年4ヶ月であります。

#### 第5号議案 取締役賞与支給の件

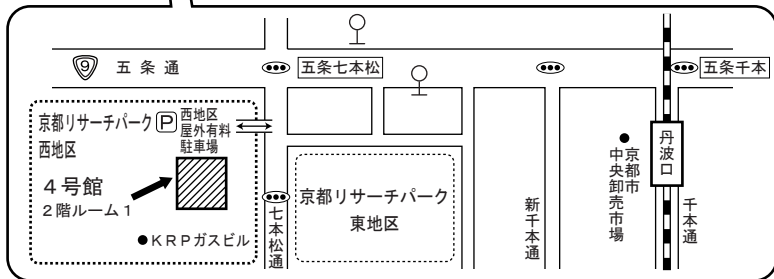
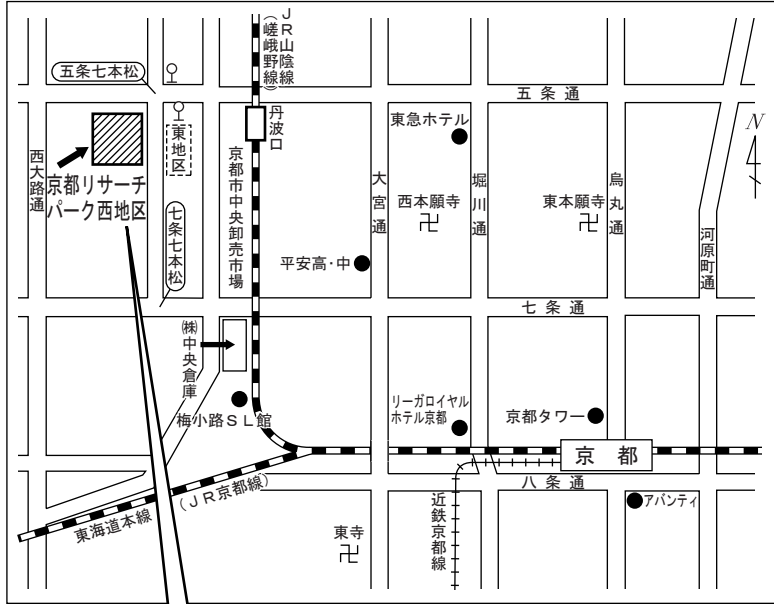
当期末時点の取締役8名のうち社外取締役2名を除く6名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額1,730万円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺粟田町93

京都リサーチパーク 西地区 4号館 2階 ルーム1



- JR京都駅より
  - (1) JR山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車 西へ徒歩5分
  - (2) タクシーで約10分
  - (3) 市バス乗り場C5  
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）  
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩5分
- JR丹波口駅より 西へ徒歩5分